

# 高齢者理容・美容サービス

## 1 内容

ご自宅で理容(調髪・顔剃り)又は美容(カット・ドライシャンプー)のいずれかのサービスをご利用になれる『高齢者理容・美容サービス券』を、2ヶ月に一枚の割合でお渡しします。

## 2 対象となる方(次のすべてにあてはまる方)

- (1) 墨田区に住所のある方
- (2) 65歳以上で在宅の方(入院・介護保険施設入所中の方は利用できません)
- (3) 介護認定が要介護3以上の方

ご利用できない介護保険施設

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、グループホーム

## 3 利用負担金

1回の利用につき500円(所得等により負担金のない場合があります。)

## 4 申込みの方法

- ・ 墨田区高齢者福祉課または高齢者支援総合センターに申請書を提出してください。
- ・ 申請者(ご本人)及び申請者と同一世帯の方の印鑑が必要になります。

## 5 利用方法

- (1) 券と一緒にお渡しする「協力店一覧」からお選びいただいた理容・美容店へ、直接電話で予約(日時等の打合わせ)をしてください。
- (2) 『高齢者理容・美容サービス券』表面に申請者(ご本人)の氏名をご記入ください。
- (3) 利用当日、理容師又は美容師がご自宅に伺った際に、上記(2)の『高齢者理容・美容サービス券』と負担金500円をお渡しのうえ、理容又は美容サービスをお受けください。

ご家族の方は、立ち合いをお願いします。

居宅において実施することが特に困難であると認めた場合は、居宅以外でサービスを実施できる場合がありますので、ご相談ください。

## 6 次の場合には、ご利用を中止することがあります。

- (1) 伝染病疾患を有することがわかったとき
- (2) 理容師又は美容師の指示に従わないとき
- (3) 理容又は美容を行うことが危険又は困難なとき
- (4) 本人や家族から中止の求めがあったとき
- (5) お約束の日時、場所にご不在のとき



## 7 更新

毎年4月1日で要件をみたしている方については、次年度申請書のご提出をいただかなくても、更新として高齢者理容・美容サービス券を送付させていただきます。

## 《問い合わせ先》

墨田区高齢者福祉課支援係(区役所4階) 電話 03-5608-6168(直通)